

# 静岡文化芸術大学入学者選抜に関する規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学学則（以下「学則」という。）第13条及び第22条、静岡文化芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第15条の規定及び静岡文化芸術大学入学試験・高校大学連携センター規程に基づき、入学者の選抜及び入試広報に関する必要な事項を定め、本学における入試業務が、全教職員の協力の下、公正かつ妥当な方法で実施されることを目的とする。

## 第2章 入学試験・高校大学連携センター

(所掌事項)

第2条 入学試験・高校大学連携センターは、次に掲げる事項を審議し、実施する。

- (1) 試験日程、試験会場、試験実施組織等の決定など、入学者選抜の実施に関する事項
- (2) 大学入学共通テスト実施に関する事項
- (3) 入学者選抜についての調整及び改善に関する事項
- (4) 試験終了後の諸資料の管理に関する事項
- (5) その他入学者選抜に関する必要な事項

(分科会)

第3条 入学試験・高校大学連携センターは、所掌事務を適切に実施するため必要があると認めるとき、特定の事項を審議するための分科会を置くことができる。

## 第3章 学部入学試験

### 第1節 実施及び運営

(特別組織)

第4条 入学試験業務はその事務の特殊性に鑑み、全学的な特別組織を編成し、全職員で処理するものとする。設置する特別組織は、実施本部、会場本部、入試実行のための各係とする。

(実施本部)

第5条 実施本部は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 入学試験・高校大学連携センター長
- (4) 各学部長

(5) 事務局長

(実施本部長)

第6条 実施本部に実施本部長及び実施副本部長各1名を置く。

2 実施本部長には学長をもって充て、実施副本部長は、入学試験・高校大学連携センターをもって充てる。

(実施本部の職務)

第7条 実施本部は次に掲げる事項を主たる職務とする。

- (1) 実施本部設置中に生じた入学試験に関する重大な緊急事件についての対応
- (2) 複数会場で入学試験を実施した場合の必要な連絡・調整

(会場本部)

第8条 複数会場で実施する場合、各会場本部に会場本部長1名を置くこととする。

2 会場本部長は、実施本部長が指名する。

(会場本部の職務)

第9条 会場本部は次に掲げる事項を主たる職務とする。

- (1) 各系の業務の統轄
- (2) 実施本部との連絡・調整
- (3) 不測の事態への対応

## 第2節 選抜の方法

(学部試験の方法)

第10条 学部試験の方法は、別に定める入学者受入方針に基づき、一般選抜、学校推薦型選抜及び特別選抜の区分で実施する。

(選抜の方法)

第11条 選抜方法については、入学試験・高校大学連携センター会議が決定する。

## 第4章 出題と採点

### 第1節 学部入学試験問題作成部会

(学部入学試験問題作成部会)

第12条 入学試験・高校大学連携センターに学部入学試験問題等の作成及び採点等に関する事項を処理するため学部入学試験問題作成部会(以下「学部問題作成部会」という。)を置く。

(組織)

第13条 学部問題作成部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 入学試験・高校大学連携センター長
- (2) 入学試験・高校大学連携センター長の指名する者
- (3) 出題委員

- (4) 参事（学生募集担当）
- (5) 入試室長

（所掌事項）

第 14 条 学部問題作成部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 試験問題等の作成及び採点に関する事項
- (2) 各教科又は科目間の連絡及び調整に関する事項
- (3) 試験問題等の印刷様式及び校正に関する事項
- (4) その他試験問題の作成及び採点等に関する必要な事項

（委員の任期）

第 15 条 第 17 条第 1 号の委員の任期は 1 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

（問題作成部会長）

第 16 条 学部問題作成部会に問題作成部会長を置く。

- 2 問題作成部会長は、入学試験・高校大学連携センター長の指名する者をもってこれに充てる。
- 3 問題作成部会長は、学部問題作成部会の会務を総理する。
- 4 問題作成部会長に事故あるときは、あらかじめ問題作成部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（出題委員）

第 17 条 学部問題作成部会に入学試験実施教科等ごとに出題委員若干名を置き、うち各 1 名を出題責任者とする。

- 2 出題委員及び出題責任者は所属長の選任に基づき入学試験・高校大学連携センター長が指名する。
- 3 出題委員の氏名は非公表とする。

（校正委員）

第 18 条 入学試験実施科目等ごとに必要に応じて校正委員若干名を置く。

- 2 校正委員は所属長の選任に基づき入学試験・高校大学連携センター長が指名する。
- 3 校正委員の氏名は非公表とする。

（採点）

第 19 条 試験の採点は、採点委員により行うものとする。

- 2 採点委員は学部問題作成部会の議を経て入学試験・高校大学連携センター長が指名する。

（会議）

第 20 条 学部問題作成部会の会議は、部会長が召集し、その議長となる。

- 2 問題作成部会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

## 第2節 合格者の判定

(学部合格者の判定)

第21条 学部合格者の判定は定められた方針及び基準に基づいて行うものとする。入学試験・高校大学連携センター長が提出した判定原案に基づき、各学部教授会の議を経て、学長が決定する。

2 判定原案の作成は、学科の委員、参事(学生募集担当)及び入試室長の意見を聞いた上で、入学試験・高校大学連携センター長が行うものとする。

(追加合格者)

第22条 入学手続者が学則第3条第2項に定める入学定員数に満たない学科が生じたとき、学長は、教授会の議を経て、当該学部に対し、入学者補充を命ずることができるとする。

## 第5章 大学院入学試験

### 第1節 実施及び運営並びに出題及び採点

(大学院入学試験部会)

第23条 入学試験・高校大学連携センターに大学院入学試験の実施及び運営について必要な事項を協議するため大学院入学試験部会(以下「大学院入試部会」という。)を置く。

(組織)

第24条 大学院入試部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各研究科長
- (2) 研究科ごとに専任教員のうちから1名
- (3) 入試室長

(所掌事項)

第25条 大学院入試部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学力試験実施教科・科目など、入学者選抜の方法等に関する事項
- (2) 試験日程、試験会場、試験実施組織等の決定など、入学者選抜の実施に関する事項
- (3) 入学者選抜についての調査、研究、調整及び改善に関する事項
- (4) 試験終了後の諸資料の管理に関する事項
- (5) 受験希望者等に対する広報に関する事項
- (6) その他入学者選抜に関する必要な事項

(委員の任期)

第26条 第27条第2号の委員の任期は原則として4年とする。ただし、2年で交代することを妨げない。なお、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(大学院入試部会長)

第 27 条 大学院入試部会に大学院入試部会長を置く。

- 2 大学院入試部会長は、研究科長のうち入学試験・高校大学連携センター長の指名する者をもってこれに充てる。
- 3 大学院入試部会長は、大学院入試部会の会務を総理する。
- 4 大学院入試部会長に事故あるときは、あらかじめ大学院入試部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 28 条 大学院入試部会の会議は、大学院入試部会長が召集し、その議長となる。

- 2 大学院入試部会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、大学院入試部会長の決するところによる。

(出題委員)

第 29 条 大学院入試部会に各研究科の試験科目ごとに出題委員若干名を置き、うち各 1 名を出題責任者とする。

- 2 出題委員及び出題責任者は所属長の選任に基づき入学試験・高校大学連携センター長が指名する。
- 3 出題委員の氏名は非公表とする。

(採点)

第 30 条 試験の採点は、採点委員により行うものとする。

- 2 採点委員は大学院入試部会の議を経て入学試験・高校大学連携センター長が指名する。

(特別組織)

第 31 条 入学試験業務はその事務の特殊性に鑑み特別組織を編成して処理するものとする。設置する特別組織は、実施本部、入試実行のための各係とする。

(実施本部)

第 32 条 実施本部は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 当該入試に関係する研究科長
- (2) 第 27 条第 2 号に定める者のうち、当該入試に関係する研究科に所属するもの
- (3) 入試室長

(実施本部長)

第 33 条 実施本部に実施本部長及び実施副本部長各 1 名を置く。

- 2 実施本部長及び実施副本部長は、入学試験・高校大学連携センター長が指名する者をもって充てる。

(実施本部の職務)

第 34 条 実施本部は次に掲げる事項を主たる職務とする。

- (1) 実施本部設置中に生じた入学試験に関する重大な緊急事件についての対応
- (2) 各係の業務の統轄

(3) 不測の事態への対応

## 第2節 選抜の方法

(選抜の方法)

第35条 選抜方法については、入学試験・高校大学連携センター会議が決定する。

## 第3節 合格者の判定

(大学院合格者の判定)

第36条 大学院合格者の判定は定められた方針及び基準に基づいて行うものとする。  
大学院入試部会長が提出した判定原案に基づき、各研究科教授会の議を経て、学長が決定する。  
2 判定原案の作成は、研究科の委員及び入試室長の意見を聞いた上で、大学院入試部会長が行うものとする。

(追加合格者)

第37条 入学手続き者が大学院学則第3条第2項に定める入学定員数に満たない研究科が生じたとき、学長は、教授会の議を経て、当該研究科に対し、入学者補充を命ずることができる。

## 第6章 その他

(事務の所管)

第38条 入学試験業務に関する事務は、入試室において行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年5月11日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年11月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年11月28日から施行する。ただし、第8条及び第32条中、「助教授」を「准教授」に改正する部分については、平成19年4月1日より施行する。

附 則  
この改正は、平成 20 年 4 月 24 日から施行する。

附 則  
この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この改正は、令和元年 10 月 16 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 3 条中、「大学入試センター試験」を「大学入学共通テスト」に改正する部分については、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則  
この改正は、令和 2 年 1 月 9 日から施行する。

附 則  
この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。